

委 託 特 記 仕 様 書

(下水道等清掃委託)

第 1 (一般共通事項)

1. 適用範囲

- (1) この特記仕様書は、枚方市が発注する下水道等清掃委託に使用するものとする。
- (2) 施行は、大阪府都市整備部監修の土木請負工事必携（以下「共通仕様書」という）及び本特記仕様書によるものとする。
- (3) 土木工事施工管理基準については、共通仕様書を標準とする。ただし、工事規模等により、特別な条件がついた場合は本市監督職員と別途協議を行うこと。

2. 法令等の遵守

受注者は、施行に当たり、建設業法・道路交通法・騒音規制法・労働基準法・職業安定法・労働者災害補償保険法その他関係法規及び発注者の条例、規定等、工事の施行に関する諸法令を遵守すること。

3. 苦情・要望等の処理

施行に当たり、関係官公署及び地元代表者・周辺住民等と協議する必要がある場合は、速やかに本市監督職員に連絡すること。また、苦情・要望等を受けたときも、同様とする。

第 2 (施工関係)

1. 一般共通事項

施工については、前記の第 2 号の規定に基づき行うこと。

2. 浚渫土砂等の処分

- (1) 発生する浚渫土砂については、本市藤本川 ポンプ場内の仮置場に搬入すること。搬入に当たっては、本市監督職員に連絡すること。
- (2) 発生する汚泥は、産業廃棄物であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、その処理責任は受注者にあるので、汚泥の運搬処理に当たっては、各関係法令及び条例等を遵守し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理すること。
- (3) 発生する土砂以外のごみは、可能な限り分別収集し、本市監督職員と協議し、処分すること。

3. 安全管理

- (1) 安全管理について、作業中はもちろんのこと、休日等で作業を休止したときでも、第三者（周辺住民等）が立ち入り、事故等が起きることのないよう十

分現場を把握し、良好な現場管理を行うこと。

- (2) 機械の搬出入及び作業中には、既設構造物・舗装版及び民有財産等に損傷・破損がないよう十分留意すること。

万一、損傷・破損が生じた場合は、速やかに本市監督職員に連絡すること。

なお、これに要する費用は、受注者の負担とする。

- (3) 受注者は、施工に当たり万一、注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償について全責任を負うこと。

- (4) 局地的な大雨に対する標準的な中止基準及び安全対策

- 1) 降雨等に対する管渠内作業の標準的な中止基準

東部大阪に大雨注意報・警報が発表された場合受注者は、作業を中止すること。また、当該作業箇所又は上流部で降雨が認められた場合受注者は原則作業を中止とするが、状況に応じ監督職員と協議することができる。

- 2) 降雨等に対する安全対策

受注者は、局地的な大雨等による急激な雨水流入及び増水等に備えること。その内容は、次のとおりとする。

- 1 現地特性に応じた工事等の中止基準・再開基準及び連絡体制
- 2 非常時、迅速な退避方法及び流され防止の措置
- 3 地上との連絡方法
- 4 気象情報サイト等からの気象情報の入手方法
- 5 日々の安全管理
- 6 その他

※ 上記安全管理計画の策定にあたっては、「局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策の手引き(案)平成20年10月」(局地的な大雨に対する下水道管渠内工事等安全対策検討委員会編(事務局：国土交通省都市・地域整備局下水道部他))等を参考にすること。

4. 提出書類について

提出書類は、本市監督職員と協議の上作成し、指定期日までに提出すること。

5. その他

- (1) 緊急性を要するため、発注後すみやかに着工すること。

(受注者の責により着工できない場合は、契約を解除することもある。)

- (2) 見積書は、必ず着工前に提出すること。

- (3) 受注者は、各工種について内訳書の内容を理解し、重複して請求することのないよう注意すること。

- (4) 受注者は、着工日、完成日、休工日等の重要事項を必ず本市監督員に連絡すること。
- (5) 安全対策、地元連絡、住民対策については、受注者で行うこと。
- (6) 変更等特別の事情が生じた場合は、本市監督職員と協議すること。
- (7) 完了検査については、委託完了後10日以内に行うので、業務責任者は、時間厳守の上、必ず立ち会うこと。
- (8) 本市は地球環境問題に対処するため、自ら実施する事業や事務活動について環境への影響を把握し、環境の改善と保全に取り組むため、独自の環境マネジメントシステムを運用している。業務に際しては、別紙「枚方市環境方針」を参考に十分環境に配慮され執行されたい。

枚方市環境方針

<基本理念>

枚方市は、淀川とその支流である船橋川、穂谷川、天野川からなる豊富な水の流れや東部地域に広がる里山、身近にふれあえるみどりなどの豊かな自然環境に恵まれ、歴史や文化を大切に継承しながら、住宅都市として発展してきました。

近代の私たちの日常生活や経済活動は、市域の身近な環境だけでなく、地球温暖化をはじめとする地球環境にも大きく影響を与えています。

本市は、多くの先人たちによって築き上げ、守られてきた恵み豊かな環境を後世に伝えていくため、令和2年2月に宣言した「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ」やSDGs（持続可能な開発目標）のゴール達成を見据え、第3次枚方市環境基本計画のテーマである「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち 枚方～」の実現に向けて、市民、事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていきます。

<基本方針>

1. 本市独自の環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷の継続的な低減を図ります。
2. 「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」に基づき、省エネルギー活動や再生可能エネルギーの普及拡大など、二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組みを推進します。
3. 第3次枚方市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。
4. 「プラごみダイエット～ポイ捨てゼロ宣言」に基づき、プラスチックごみのポイ捨て防止の啓発活動や使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みを推進します。
5. 事業活動のあらゆる面において、環境に配慮を行い、すべての組織で率先した環境保全の取り組みを追求していきます。
6. 環境に関連する法令や協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
7. 職員の環境意識を高め、自ら考え、環境に配慮した行動が実践できるように研修を実施します。
8. 環境方針は、すべての職員に周知するとともに、市民等に公表します。

令和3年4月1日

枚方市長 伏見 隆